

尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する意見書

去る9月7日午前、尖閣諸島の久場島沖の我が国の領海内での中國漁船による不法操業を取り締まるため、海上保安庁の巡視船が停船させようとしたところ、中國漁船は、警告を振り切り、船体を巡視船へ衝突させ逃走を図ろうとしたため、海上保安庁はこれを拘束し、船長を公務執行妨害の罪で逮捕・送検した。

不法操業を行った漁船を取り締まることは当然であり、国内法にのっとり、肅々と捜査を進めていくことが法治国家である我が国の大原則である。

ところが、9月24日、那覇地方検察庁は、公務執行妨害罪の容疑で逮捕・送検していた同漁船の船長を処分保留で釈放した。

このような対応の結果、中國漁船による尖閣諸島海域での違法操業が助長されることが危惧され、沖縄県の漁業者が安心して操業できない状態に陥りはしないかと県民一同大変不安を感じている。

よって、本市議会は、県民及び国民の生命、安全及び領土・領海を守る立場から、今回の政府の措置に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 尖閣諸島及び周辺海域が我が国固有の領土及び領海であるという毅然たる態度を堅持し、中国政府を初め諸外国に示すこと。
- 2 尖閣諸島周辺海域において、本県及び我が国の漁業者が自由かつ安全に操業・航行できるよう適切な措置を講じること。
- 3 中国政府に対し、今回の事件に関して厳重に抗議するとともに、日中両政府は、冷静な外交を通じ再発防止策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月18日

沖縄県宜野湾市議会

（あて先）：内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、国土交通大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣、農林水産大臣